



発行所 日本看護連盟
〒150-0001 東京都渋谷区神宮前 5-8-2
Tel 03-3407-3606 Fax 03-3407-3627
発行人 大島敏子

No. 399

2020年6月3日号

インターネット上の誹謗中傷・人権侵害等の 対策PTで 大島会長が発言

6月1日、自民党本部にて、デジタル社会推進特別委員会のインターネット上の誹謗中傷・人権侵害等の対策プロジェクトチーム（座長：三原じゅん子参議院議員）の初会議が行われました。

このPTは、フジテレビの番組に出演していた女性が自殺したこと、そしてその女性が SNS 上で誹謗中傷を受け続けていたことがきっかけとなって立ち上がりました。

進行は、国光あやの事務局長（衆議院議員）が務めました。

<ヒアリングと関係法規の説明>

岸田文雄政調会長の挨拶の後、「被害者・関係者等ヒアリング」で、次の4名が情報提供を行いました。

最初に、ある殺人事件の関係者に間違われて、長年にわたりインターネット上で誹謗中傷を受けていたというスマイリーキクチさんが、ご自分の経験について話されました。

続いて、新型コロナウイルス禍で医療従事者およびその家族が偏見・差別を受ける事態も少なくないことから、日本医師連盟の長島公之常任理事と日本看護連盟の大島敏子会長が、被害の事例を紹介しました。

最後にソーシャルメディア利用環境ネットワークの江口清貴専務理事が、SNS 業界のネット上の誹謗中傷に対する取り組みを紹介しました。

4名のヒアリングの後、総務省から関係法制度について説明がありました。

<日本看護連盟 大島会長：お互いを傷つけない社会を！>

大島会長は、非常に短期間（2～3日）で全国の看護連盟から寄せられた多くの事例をとりまとめてPTに臨みました。

被害事例の中から、訪問看護師が訪問を拒否された、SNSで実習病院の噂が流され早期に実習が取りやめになったなど、深刻で陰湿な事例を紹介。また、ウイルスに感染した看護学生を辞めさせろという電話や、患者から心ない言動を受け仕事ができなくなったケースなども紹介しました。

看護職をはじめ医療者は、自ら感染する恐怖心を抱きながら、使命感をもって仕事に当たっているのであって、お互いが傷つけ合うことのない社会になってほしいと大島会長は強く訴えました。

<出席した国会議員の意見・質問など（概要）>

- 各国の法制度はどうなっていて、被害者はどのように救済されているのか。20年前とは相当変わっている。ところが、日本のプロバイダ責任制限法は20年前のまま。開示請求から開示されるまでの期間、どれだけの比率で開示されるのかなど、数字を出してほしい。開示請求の裁判を起こすと2~3年かかってしまうが、プロバイダはログを3か月分しか持っていない。侮辱罪で訴えても、罰金以下の科料（1000円以上1万円未満）で共犯者も罰せられない。イギリスやドイツでは、プロバイダが裁判所から許可を得て発信者情報を開示できる。韓国では、放送通信審議委員会に申請して認められれば、30日以内に開示される。ところが、日本では被害者が最高裁まで争うことを求めている。被害者が保護されていない。
- プロバイダにアクセスログを保存するように指導するか、すぐに開示できるようにすべきだ。裁判所も早急に開示できるように対応していただきたい。
- 政治的主張は保護されなければならないが、個人への誹謗・中傷は何としても対策すべきで、開示請求には速やかに対応していただきたい。
- 被害者の負担があまりに大きい。加害者の逃げ得の感もある。また、ネットニュースなどで誤解を招くような表現の見出しが見受けられるが、こういう場合に対応する窓口を設けるべきではないか。
- 今年は、新型コロナウイルスの影響でどのくらい自殺者が出るか心配している。このネットの影響も一部出てくるのではないか。被害者の求めによって、一時的に閲覧できないようにする対応も必要ではないか。
- 先ほど、医療者の被害の話もあった。これは、ネット上というよりもリアルの話だと思うが、ネット上・リアルに拘らず考えなければいけない。1年前にもスマイリーさんにお話をいただいたが、その時、誰かが死なないと法律は変わらないのかと言われた。そして、今実際に亡くなられた。言

葉で人は死ぬ。個人間の通信ではなく、公の場で書き込んでいるものは、場合によっては実名を公表してもよいのではないか。表現の自由はあるが、自分の発した表現に責任を持つのは当然のことではないか。

- 匿名だが、実名を特定できることを、様々な場面で伝えていくことは抑止効果になるのではないか。また、被害者に対しては救済の窓口を示すことも必要だろう。国会議員も情報発信の仕方は慎重にすべきと思う。
- これまでに差別解消法が3つできているが、この中には、差別の定義、罰則規定がない。誹謗中傷する側はノーリスクだ。被害者が負った費用負担などを加害者に課すことができない。被害者の要求にほとんど対応できていない。フジテレビの出演者が初めてではなく、これまでも何人かの方がなくなっているだろう。我々は動くのが遅すぎた。他国の法制度をもっと研究すべきだ。また、発信者の情報開示のハードルを下げるべきだし、不当な表現の定義を行うべきだ。また、文字・文章にとどまらず、画像・動画で誹謗中傷している場合もある。
- 検索した時、ヒモ付けして出てくる誹謗中傷の言葉を削除できるのか。
- ツイッターの場合、ルール違反の書き込みは、削除要請ができるし、偽物のアカウントも通報できる。SNS側でできることもあるのではないか。
- 人権擁護機関が、相談に乗ってくれることをもっと周知してほしい。今回の法改正では、人権擁護機関をもっと活用できるようにしていただきたい。
- GIGA スクールを進めているが、子供のころから健全なネット利用をするような教育が必要だ。ネット社会の健全化を推進する一方で、人権侵害に対してはきちんと対処するようにしたい。
- ネット社会の健全化という議連を立ち上げ、啓蒙啓発に取り組んできたが、なんとか法の部分に踏み込んでいきたいと思っていた矢先に、こういうPTができたので、迅速に成果をあげてほしい。これから5Gの世界になると、ネット社会はどうあるべきかという議論は避けて通れない。ネット社会には光と影の部分があるが、影の部分に思いを寄せていく問題提起に、ともに取り組んでいきたい。

<看護職議員からの発言>

看護職の議員では、あべ俊子衆議院議員と石田まさひろ参議院議員が出席

このニュースレターは、職場で看護政策や政治について考える時の資料になるよう、日本看護連盟が施設連絡員や代表者、役員等に対し特別に配布するものです。ミニ研修会や会議の資料等として積極的にご利用ください。

していました。

石田議員は「医療者の被害の話があったが、ネットと違って、顔のわかっている人が誹謗中傷してくる場合がある。防ぎようがない場合もあるだろう。その場合に、周りに支え手がいることが大切だ。支え手がいれば、被害者が次の厳しい状況に陥ることを防げる」と発言しました。

<ヒアリング発言者からの質問への回答、補足意見>

スマイリーキクチ スマイリーキクチと検索をかけると「殺人者」とか「コンクリート」というネガティブワードが上がってくる。20年経っても何も変わらない。このネガティブワードを落とそうと企業にお願いすると、大変なお金がかかる。個人で負担するのは無理だ。同じような被害にあっている人はたくさんいる。ネットの被害で、自殺している子どももいる。発信者情報には電話番号を入れてほしいし、ログは最低1年間は保存してほしい。言葉が人を殺す時代だ。もう20年前の法律では追いつかないと思う。

江口専務理事 検索で上がってきたキーワードは、機械的に集めているものなので、技術的に削除するのは難しいだろう。SNSによっては、アカウントを停止したり、好ましくない表現を発信者以外が見えないようにする機能はある。しかし、ニュースに誤った記事が出ていたので、仲間同士で抗議して記事を落とすというのは、危険な行為だ。裏返せば、スマイリーキクチさんにやった行為と変わらないことになってしまう。普通の生活をしている人が、ふとしたきっかけで攻撃者になりうるのが、この問題だ。このことを理解した上で、法的に何ができるのか、どうやれば被害者を救えるのかを考え、そして防止策を考えていただきたい。

総務省担当者 過去の犯罪歴を削除してほしいと裁判で争われた事例では、最終的にプロバイダ側に削除義務はないという判決が下っている。

長島常務理事 医療者としては、法律とは別に、今傷ついている被害者の心のケアをする仕組みを是非作っていただきたい。相談窓口も、法律的な問題だけでなく、心のケアにつながるようなものにしていただきたい。プロバイダ事業者の方も、そういう視点を持っていただきたい。

<三原座長の閉会のあいさつ>

このPTはもっと早く立ち上げるべきだったと思っている。政権や政治家への批判は甘んじて受けるべきであり、表現の自由は尊重しなければならない。しかし、個人の人格否定や誹謗中傷は別問題だ。諸外国との比較という議論があったが、日本の匿名アカウントは75%と諸外国に比べ飛び抜けて高い。数多くの匿名アカウントに苦しめられている人たちを救っていかねなければならない。法整備をしっかりと進めたい。

このニュースレターは、職場で看護政策や政治について考える時の資料になるよう、日本看護連盟が施設連絡員や代表者、役員等に対し特別に配布するものです。ミニ研修会や会議の資料等として積極的にご活用ください。